

随意契約理由書

件名	中央監視設備用 CVCF 点検整備業務
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本点検整備業務は、神戸市水道局浄水統括事務所に設置されている中央管理設備のうち、無停電電源装置について機能保全を図るものである。 当該設備における、主要構成機器の機能の点検、消耗状態の調査においては、製造業者のみがもつ専門技術知識が必要であり、他社では設備の性能、品質確保、保障することは不可能である。 なお、当該設備の製造業者である三菱電機株式会社は保守点検や取替部品の納入を行っておらず、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が中央監視設備用 CVCF 他についての保守点検全般を移管された唯一の業者である。 よって、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 (電話番号 078-361-8351)